

令和5年5月 9日

保護者の皆様

朝来市立梁瀬小学校
校長 羽 淵 義 夫

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

初夏の候 皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、学校教育に対し、ご理解とご支援をいただいておりますこと心からお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されることになりました。5類感染症への移行を踏まえ、学校等における今後の感染症対策等は、文科省より出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿って行います。主な内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせします。今後も児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、状況に応じた取組を行います。

本校では、連休前にインフルエンザに感染する児童が多くいました。連休後は、減少しましたが、このあと5月22日から始まる自然学校、6月1・2日に実施の修学旅行を控えています。

つきましては、行事に全員が参加できるように、しばらくは下記の通りの感染対策を行ってまいります。保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。なお、変更がある場合は、その都度ご連絡させていただきます。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後ではありますが、

- ・ 家庭との連携による児童の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

※外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗い

- ・ 清掃により清潔な空間を保つ

といった対策は、引き続き重要であると考え、継続してまいります。

学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこととされます。但し、飛沫防止のためパーティションの設置はもうしばらく続けます。

児童には、感染症対策のための持ち物として、一般的には次のものが必要となります。

【各自に必要な持ち物】

- 清潔なハンカチ・ティッシュ
- （感染拡大時等必要に応じて）マスクやマスクケース等（裏面もあります）

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えます
 - ・ 児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保します
 - ・ マスクの着用をします（強要はしません） 等の措置を一時的に講じることもあります。

2 家庭へのお願い

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようにしてください。
- 感染が判明した児童に対しては、出席停止の措置を行います。
 - ◎出席停止期間の基準を「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」に見直しされました。
 - ◎なお、感染者であった児童等が学校に登校するに当たり、学校に証明等を提出する必要はありません。
- 登下校時の通学バスの中等、マスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することを推奨します。
- 身体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスのとれた食事」を心掛けるようお願いいたします。
- 家庭内で感染者が出た場合や感染等がはやっていると様々な諸事情で出席するのに不安がある場合は、学校にご相談ください。

3 学校内で感染が広がった場合における対応

新型コロナウイルス感染症については、当分の間、常に流行の可能性があることから、引き続き流行への警戒を継続し、学校における対応についても準備を進めておきます。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならず、これらが生じないよう十分に注意を払うようにします。

※また、変更等ある場合は、その都度ご連絡いたします。

以上